調整結果報告第15号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第9回	平成16年8月27日		第10回	平成16年9月17日
	第13回	平成16年11月29日		第13回	平成16年11月29日

【調整方針】

- 1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策 定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ 運用する。
- 2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度 の翌年度に統合する。
- 3 介護保険料減免制度については、合併時に廃止する。
- 4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。
 - (1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。
 - (2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。
- 5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。

(別紙)

協議項目		22-8 介護保険事業の取扱い				
決定されている 調 整 方 針		4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。				
		(2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。				
		5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。				
項目		幕別町	忠類村	調 整 結 果		
介	町村独自の制度	【訪問介護利用者に対する軽減措置事業】	【介護支援助成事業】	【訪問介護利用者に対する軽減措置事業】		
介護保険利用者負担軽減制度		・対象サービス	・対象サービス	・対象サービス		
		訪問介護サービス	居宅サービス	訪問介護サービス		
			施設サービス	・対象者		
		・対象者 <u>(平成17年4月改正)</u>	・対象者	生計中心者の所得税非課税世帯の利		
		生計中心者の所得税非課税世帯の利	65歳以上の高齢者のみの世帯で、世帯	用者		
軽 減		用者	の収入が次に掲げる額以下の世帯(生	・軽減額		
制			活保護受給世帯を除く)	利用者負担の10分の 4		
反			単身世帯 65万円			
			2 人世帯 110万円			
			3 人以上世帯			
			3 人以上の世帯員の人数に45万円			
			を乗じて得た額に110万円を加えた			
			額			
			and the second s			

	項目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
介	町村独自の制度	• 軽減額	・助成額	
┃ 護 ┃ 保	(つづき)	利用者負担の10分の 4	介護保険法施行令第38条第1項第	
険			1 号に掲げる者(老齢年金受給者	
月利			等)	
者			ア.居宅サービス利用者負担の全額	
担担			イ.施設サービス利用者負担の2分の1	
Ⅰ 軽 Ⅰ 減			介護保険法施行令第38条第1項第	
護保険利用者負担軽減制度			2 号に掲げる者(市町村民税非課税	
			世帯)	
フブ			ア.居宅サービス利用者負担の2分の1	
つづき)			イ.施設サービス利用者負担の3分の1	
居宅	介護支援事業所	【幕別町居宅介護支援事業所】	【忠類村居宅介護支援事業所】	【居宅介護支援事業所】
		・事業実施地域	・事業実施地域	・事業所の名称
		幕別町全域	忠類村全域	幕別町指定居宅介護支援事業所
			現在、休止中	・事業所の位置
				幕別町新町122番地 1
				(幕別町保健福祉センター内)
				・事業実施地域
				新町全域